

協会の活動

- 1 研修会：定期研修会 春期(3月)、夏期(8月)、事例検討会
大阪、名古屋、仙台会場研修会
テーマ別実践的研修、家族支援上級セミナー等、
各種講座の開催。
- 2 家族相談士養成講座：家族相談士資格取得の規定に基いた
カリキュラム(42コマ)で構成される講座。
家族カウンセリングの理論と実践を体系的に
学習します。修了者は家族相談士資格認定試
験を受験する資格が得られます。
- 3 会報・ニュースレター・メールニュース
：協会活動報告、家族カウンセリ
ングに関する情報、会員活動報告などを掲載し
発行しています。
- 4 家族支援室：協会認定家族支援士※による活動
Ⅰ) 家族支援のカウンセリングルーム
Ⅱ) 家族支援のピア・サポートセミナー
Ⅲ) 家族カウンセリングミニ講座
※協会認定家族支援士…家族相談士取得後研修を積み、家族支
援室の活動を中心に一般社会で支援するための
資格を協会認定しています。
5. FC 朋の会：会員相互交流の会
地域・職域などで会員同士の交流を自主的に企画して
活動をしています。
- 6 その他：助成金事業など
- 7 家族心理士・家族相談士について：
日本家族心理学会・日本家族カウンセリング協会
で構成する一般社団法人家族心理士・家族相談士資格
認定機構により年1回審査を実施し、認定する家族カウ
ンセラーの資格制度です。

入会の方法

入会を希望される方は、入会申込書に必要事項を記
入の上、事務局まで郵送してください。

入会承認後に会費納入など手続きのご案内をいた
します。

入会金 3,000 円

年会費 6,000 円 (10 月以降に入会の場合は半額)

賛助会員年会費 6,000 円 2 口以上

協会役員

- 理事長 長谷川啓三 (東北大学名誉教授)
副理事長 上脇貴
理事 碓由美子
古今堂靖
根本忠一
森友由美子
杉溪真理子 (事務局長)
監事 柴田頼子
新村富喜子

NPO 法人

日本家族カウンセリング協会

入会のご案内

JAPAN
FAMILY
COUNSELING
ASSOCIATION

NPO 法人日本家族カウンセリング協会

〒166-0011

杉並区梅里 2-40-16-7F

TEL03-3316-1955

FAX03-3316-1956

URL <http://www.j-f-c-a.org>

家族カウンセリングとは

家族カウンセリングは、今から約 40 年前にアメリカで起った家族への心理的援助の理論と方法です。1950 年代から、教育相談や児童相談にたずさわっていた人々や、精神分裂病の治療を行っていた人たちの間から、家族へのアプローチの必要性が注目されるようになり、次第にカウンセリングの新しい方法として発展してきました。

家族カウンセリングの考え方は、家族関係のダイナミクスを通して、家族の個々の問題を改善していこうとするものです。個人の問題は、多かれ少なかれ家族関係の影響を受けているので、その治療や改善のためには、本人へのアプローチだけでなく、家族全員の理解と協力が必要となります。家族カウンセリングは、家族を一つのシステムとして見ることにより、システムの歪みを発見し、そのバランスを回復するために、必要な介入をカウンセラーが行います。

このような家族全体へのアプローチによりカウンセリングの成果もあがることが認められてきています。家族の健康なシステムをつくるためにも、家族カウンセリングの考え方は大変役に立ちます。家族カウンセリングはこれからも益々期待されることでしょう。

入会のおすすめ

近年、家族の問題に対する関心が急速に高まってきました。激しい時代の流れの中で家族病理が進行し、さまざまな葛藤や混乱が惹き起こされています。こうした家族の危機的状況に対して、適切な援助が必要であることは申すまでもありません。

子どもは、家族の心理的援助のアプローチとして、海外でも重視されている「家族カウンセリング」に注目し、その普及発展のために、1985 年 3 月、「日本家族カウンセリング協会」を設立し、2005 年 4 月に NPO 法人として発足いたしました。

カウンセリングや心理療法にたずさわっておられる方はじめ 教育、医療、看護、保健、福祉、矯正、地域活動、各種ボランティア活動などの関係の方々に、家族カウンセリングに関心を抱かれる皆様の幅広いご参加を期待しております。本協会は、家族カウンセラーの養成に向けて研修活動を中心に運営しております。わが国における家族援助の実践活動を促進するために、心ある方々のご協力とご支援をお願いする次第です。

定款(抄)

- (名称) この法人は、特定非営利活動法人(略称 NPO 法人) 日本家族カウンセリング協会と称する。
- (目的) 親子夫婦等家族問題で悩む人々をはじめ、広く一般市民を対象にして、家族カウンセリングに関する講演、研修活動及び相談室設置による相談援助活動の事業を行うと共に家族カウンセリングを実践する人材の育成事業等を通して、より健全な家族関係づくりに寄与し、健全で住みよい社会づくりに貢献することを目的とする。
- (事業) 目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 健全な家族関係づくりのための普及啓発事業
 - 会報及び出版物等の発行事業
 - セミナー、講演会等の開催事業
 - 家族に関する相談室の設置と運営事業
 - 家族の問題解決に寄与できる人材の養成事業
 - その他目的を達成するために必要な事業
- (会員) 入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込む。
- (入会金および会費) 入会金 3000 円、会費 年 6000 円。ただし入会が 10 月 1 日以降になるときは初年度の会費は半額とする。入会金、会費の納入は郵便振替による。(口座番号 00270-5-61260)
- (総会) 総会は、正会員をもって組織し、年 1 回又は理事長が必要と認めた場合に開催し、会の重要事項を審議する。
- (役員) 役員は理事 5 人以上 15 人以内、監事 1 人以上 3 人以内とし、総会において専任する。また理事長および副理事長は理事の互選により選任する。役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- (役員(の)任務) 理事は理事会及び部長会議を組織し、会務を執行する。監事は会計及び会務執行の状況を監査する。
- (会員資格の喪失)。会員が次の各号に該当する場合は、資格を喪失する。
 - 退会届を提出したとき。
 - 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
 - 除名されたとき。